

文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年十月七日

文京区長 成 澤 廣

修



文京区条例第四十五号

文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和六年十二月文京区条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第三号の二中「第五条の二の八」を「第五条の二の八第一項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。